

熊本県公報

第 1 1 9 6 5 号
平成 22 年 12 月 3 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定	(森林保全課) 1
○熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定	(交通・くらし安全課) 2
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 2
○指定居宅サービス事業者の指定	(") 2
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更	(障害者支援総室) 2
○熊本都市計画道路の変更(熊本県決定)	(都市計画課) 3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による施術者の指定	(社会福祉課) 3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による医療機関の指定	(") 4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による医療機関の変更	(") 4
○指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者支援課) 5
○指定居宅サービス事業者の指定	(") 5
○指定介護予防サービス事業者の指定	(") 5
○道路の区域変更	(道路保全課) 5
○道路の供用開始	(") 6
○道路の供用開始	(") 6
○道路の供用開始	(") 6
公 告	
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課) 7
○平成22年度屋外広告物講習会の開催	(都市計画課) 7
○基本測量の実施	(監理課) 8
○水俣都市計画市場の変更	(都市計画課) 8
○土地改良事業施行の同意	(農村計画・技術管理課) 8
登 載 依 頼	
○平成22年度第1回熊本県障害者施策推進協議会の開催	(熊本県障害者施策推進協議会) 8
○有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催	(有明地域保健医療推進協議会) 9

告 示

熊本県告示第1074号
 森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 平成22年12月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林の所在場所 熊本県天草市戸宇土町字瀬美216番1から216番4まで、216番6から216番8まで、216番10、230番1、242番1、242番2、243番、244番1、244番3、245番、字金岡247番1、251番1、275番2、277番1、283番5、283番7、286番1、286番2、286番4、288番1、290番1、字龍官371番1から371番3まで、373番1から373番4まで、373番8、375番1、375番2、377番、385番1、387番3、字宮ノ平1016番4、1029番1、1039番1、字セミ尻2835番1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字瀬美242番1・字金岡247番1・251番1・288番1・290番1・

字龍官371番1（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1075号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成22年11月22日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成22年12月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	痴漢電車 夢指で尻めぐり（オーピー） ハレンチ牝 ひわい変態覗き（オーピー） 聖乱シスター もれちゃう淫水（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第1076号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成22年12月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスゆうか 熊本市春日七丁目5番24号	合同会社祐叶	平成22年12月1日

熊本県告示第1077号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成22年12月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスゆうか 熊本市春日七丁目5番24号	合同会社祐叶	平成22年12月1日

熊本県告示第1078号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成22年12月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
株式会社アソート アウトリーチ 就労継続支援A型	事業所の住所	熊本市健軍本町 30-3 熊本市河内町船	熊本市健軍1丁目 38番13号 熊本市河内町船	平成22年 11月1日

特定非営利活動法人オレンジワークの会 オレンジワーク 就労継続支援A型	事業所の住所	津2543	津2711-2	平成22年10月20日
特定非営利活動法人オレンジワークの会 オレンジホーム 共同生活介護、共同生活援助	事業所の住所	熊本市河内町船津2069-15	熊本市河内町船津2711-2	平成22年10月20日
特定非営利活動法人オレンジワークの会 オレンジホーム 共同生活介護、共同生活援助	事業所の名称	オレンジホーム1	オレンジホーム	平成22年10月20日

熊本県告示第1079号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成22年12月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
 熊本都市計画道路 3・3・12号 本荘犬渕線
 熊本都市計画道路 3・4・48号 鯉著町橋線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 熊本市春竹町春竹、本荘町、本山町、平成二丁目、平成三丁目、江越一丁目、江越二丁目、馬渡一丁目、馬渡二丁目、流通団地一丁目、流通団地二丁目、御幸笛田二丁目、御幸西一丁目、御幸西二丁目、御幸西三丁目、御幸西無田町、御幸笛田町、御幸木部町、御幸木部三丁目、元三町、上益城郡嘉島町大字犬渕字中須、字八反田、字請畑、大字鯉字皆根、字高八、大字上島字同尻、字長池、字西塘添の各一部
- 3 縦覧場所
 熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第1080号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により施術者を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成22年12月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

（施術者〔柔道整復師〕）

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
まつもと整骨院	松本 壽之	菊池郡大津町室161番地1 102号	平成22年10月6日
かず整骨院	西村 和晃	菊池郡菊陽町光の森七丁目23 番地14号	平成22年11月5日

熊本県告示第1081号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成22年12月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

（医科）

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
くどう小児科クリニック	荒尾市東屋形四丁目2番1号	平成22年11月1日
ナカシマセブクリニック	合志市須屋1415番地5	平成22年11月1日

（歯科）

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
ましき歯科クリニック	上益城郡益城町惣領910番地1	平成22年10月26日

（調剤）

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
溝上薬局ひがしやかた店	荒尾市東屋形四丁目2番32号	平成22年11月1日
そうごう薬局 合志店	合志市須屋1415番地6	平成22年11月1日

（訪問看護）

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
健康保険人吉総合病院	人吉市老神町35番地	平成22年10月27日

熊本県告示第1082号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成22年12月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

（医科）

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
合志第一病院	名 称		平成22年10月1日
	西合志病院	合志第一病院	

(訪問看護)

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
合志訪問看護ステーション	名 称		平成 2 2 年 1 0 月 1 日
	訪問看護ステーション ばんせい	合志訪問看護ステーション	

熊本県告示第 1 0 8 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。
平成 2 2 年 1 2 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
みどりの樹居宅介護支援センター 熊本市長嶺東五丁目 2 8 - 1 1	株式会社リープス・ケア	平成 2 2 年 1 2 月 1 日

熊本県告示第 1 0 8 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 2 年 1 2 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
リハセンターみどりの樹 熊本市長嶺東五丁目 2 8 - 1 1	株式会社リープス・ケア	平成 2 2 年 1 2 月 1 日

熊本県告示第 1 0 8 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
平成 2 2 年 1 2 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
リハセンターみどりの樹 熊本市長嶺東五丁目 2 8 - 1 1	株式会社リープス・ケア	平成 2 2 年 1 2 月 1 日

熊本県告示第 1 0 8 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成 2 2 年 1 2 月 3 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成 2 2 年 1 2 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	人吉水俣線	球磨郡球磨村大字一勝地甲字野々原 6 4 1 番 2 地先から 同所 6 5 6 番 4 地先まで	前	5.4 ～ 14.0	68.9	単防災 (自) (法面 保護)
			後	8.5 ～ 35.4		

		球磨郡球磨村大字一勝地乙字葛原 654番7地先から 同所 674番2地先まで	前 後	4.0 ～ 10.7 10.2 ～ 31.2	137.8 137.8	
主要地方道	松島馬場線	上天草市松島町内野河内字平山口 1345番2地先から 同所 1345番2地先まで	前 後	7.5 ～ 9.0 9.0 ～ 25.0	23.5 23.5	単防災 (通) (法面 保護)

2 区域を変更する期日 平成22年12月3日

熊本県告示第1087号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年12月3日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大牟田植木線	玉名郡和水町内田字石橋 2095番1地先から 同所 2102番11地先まで	28.3	地基創 改（迂 回路設 置）

2 供用を開始する期日 平成22年12月6日

熊本県告示第1088号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年12月3日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	玉名八女線	玉名郡和水町中和仁字道現 1243番1地先から 同所 634番1地先まで	132.0	地基創 改（改 築に伴 う拡幅）

2 供用を開始する期日 平成22年12月3日

熊本県告示第1089号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年12月3日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	古石天月線	葦北郡芦北町大字告字川内迫 269番1地先から 同所 268番4地先まで	43.6	単道改 (改築 に伴う 拡幅)
		葦北郡芦北町大字告字川内迫 266番地先から 同所 261番2地先まで	78.0	
		葦北郡芦北町大字告字楠ノ平 221番地先から 同所 209番1地先まで	115.5	

2 供用を開始する期日 平成22年12月3日

公 告

熊本県公告第659号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成22年12月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市野々島字駄飼場2451番3、同2455番2、同2458番1、同2458番3、同2458番4及び里道
3,033.66平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市紺屋阿弥陀寺町10番地
千里殖産株式会社

熊本県公告第660号

熊本県屋外広告物条例（昭和39年熊本県条例第66号）第22条の規定により、屋外広告物講習会を次のとおり開催する。
平成22年12月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 日時 平成23年1月19日（水） 午前10時から午後4時まで
- 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館10階1001会議室
- 講習科目
 - （1） 広告物に関する法令
 - （2） 広告物の表示方法
 - （3） 広告物の施工
- 受講手続
 - （1） 申込書等の請求
受講申込書等の用紙は、平成22年12月3日（金）から平成23年1月12日（水）までの期間、熊本県土木部都市計画課景観公園室、各地域振興局土木部維持管理課及び熊本市都市建設局都市整備部開発景観課で配布するので請求すること。
なお、熊本県ホームページの「屋外広告物講習会について」のページでも入手することができる。
 - （2） 申込先 熊本県土木部都市計画課景観公園室
 - （3） 定 員 40名
 - （4） 受付期間
平成22年12月3日（金）から平成23年1月12日（水）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
 - （5） 提出書類
ア 受講申込書に必要事項を記入すること。
イ 写真（縦3センチメートル、横2.5センチメートル）1枚を受講申込書の所定の位置に貼り付けること。

- ウ 2, 200円の熊本県収入証紙を受講申込書の所定の位置に貼り付けること。
- 5 問い合わせ先
熊本県土木部都市計画課景観公園室景観班（電話096-333-2524）

熊本県公告第661号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年12月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（基盤地図情報整備業務）	平成22年12月13日から平成23年3月25日まで	人吉市、宇城市、阿蘇市、天草市、玉名郡長洲町、菊池郡大津町、上益城郡嘉島町、同益城町、葦北郡芦北町

熊本県公告第662号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年12月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
水俣都市計画市場（第1号 水俣総合市場）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第663号

平成22年9月7日付けで山鹿市長中嶋憲正から協議のあった御宇田地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成22年11月26日付けで同意したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第7項の規定により公告する。

平成22年12月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登載依頼**熊本県障害者施策推進協議会公告第8号**

平成22年度第1回熊本県障害者施策推進協議会を次のとおり開催する。

平成22年12月3日

熊本県障害者施策推進協議会

- 1 開催日時
平成22年12月17日（金）
午後2時30分から
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁 本館5階 審議会室
- 3 議題（予定）
 - (1) 「第4期熊本県障がい者計画」の素案について
 - (2) 「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例（仮称）」の素案について
（条例検討委員会委員長報告）
 - (3) その他
- 4 傍聴者の定員について
10人
- 5 傍聴手続について
 - (1) 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、係員の指示に従って入室することができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
 - (3) 傍聴を希望される方で、傍聴に際して手話通訳者による通訳が必要な場合は、12月10日（金）までに6の問い合わせ先へ申し込むこと。

- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県障害者施策推進協議会事務局（熊本県健康福祉部障害者支援総室企画調整班）
（電話096-333-2236）

有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

平成22年度有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成22年12月3日

有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
平成22年12月8日（水）午後1時30分から
- 2 開催場所
玉名市岩崎1004番地1 熊本県有明保健所2階会議室
- 3 議題
（1）救急医療機関の更新について
（2）平成23年度病院群輪番制病院運営事業について
（3）平成22年度小児救急地域医師研修事業について
（4）新型インフルエンザ医療体制について
（5）その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
（2）傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県玉名市岩崎1004-1
有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
（熊本県有明保健所総務企画課内）
（電話0968-72-2184）